

別記3 [保有空地内の植栽、設備等]**1 保有空地内の植栽**

保有空地内に植栽を行うことができる条件については、次によること。

(平成8年2月13日消防危第27号)

(1) 保有空地内に植栽できる植物

保有空地内に植栽する植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね50cm以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物（草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする）であること。

なお、防油堤内の植栽は矮性の常緑草に限るものであること。

(2) 保有空地内の植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- | | |
|---|---|
| ① | 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること。 |
| ② | 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること。 |
| ③ | 消防水利からの取水等の障害とならないこと。 |
| ④ | 防災用の標識等の視覚障害とならないこと。 |
| ⑤ | 危険物施設の維持管理上支障とならないこと。 |
| ⑥ | その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。 |

(3) 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体とならないよう、また、成長により上記(2)の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

(4) その他

事業所の形態の変更等により状況が大幅に変更される場合等にあっては、随時確認を行うこと。

(5) 参考

延焼防止上有効な植物の例は、次表のとおりとする。

草本の区分	植 物 名	
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等	
草 本 類 (矮性に限る)	常緑草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホワイ）クローバー、アオイゴケ等、
	非常緑草	芝、レンゲ草等

※ 樹木は、高さが概ね50cm以下に維持管理できるものに限る。

2 保有空地内の架台等

危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所において、規則第28条の5第4項第7号の規定により、危険物を取り扱う設備及び屋外にある危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲に幅3m以上の空地（以下「保有空地」という。）を保有することとされているが、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えない。（平成29年10月30日消防危第216号）

なお、他の製造所等における保有空地についても上記を準用し、認めて差し支えない。（架台に限らず延焼の媒体となるおそれがないものにも準用できる）（★）